規則第四条第五号に規定する分別基準適合物	規則別表第二の五の項の下欄のイに掲げる業種
（略）	（略）
規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	（略）
規則別表第二の六の項の下欄のへに掲げる業種	
規則別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種	
規則別表第二の六の項の下欄のチに掲げる業種	

一〇〇分の五	一〇〇分の〇
（略）	（略）
（略）	（略）
一〇〇分の五	一〇〇分の〇
一〇〇分の二〇	一〇〇分の三〇
一〇〇分の三〇	一〇〇分の三五

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

○経済産業省・環境省令第三号

地球温暖化対策の推進に関する法律（令和三年法律第五十四号）の施行に伴い、並びに地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十九条第一項及び第三項並びに第三十二条第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、温室効果ガス算定排出量等の集計の方法等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

経済産業大臣　萩生田光一
環境大臣　山口　壮

温室効果ガス算定排出量等の集計の方法等を定める省令の一部を改正する省令

温室効果ガス算定排出量等の集計の方法等を定める省令（平成十八年経済産業省・環境省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（報告事項のファイルへの記録及び公表の方法）	（報告事項のファイルへの記録の方法）
第二条　（略）	**第二条**　（略）
2　法第二十九条第一項の規定による公表は、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により行うものとする。	（新規）
3　第四条の二の規定にかかわらず、環境大臣及び経済産業大臣は、法第二十六条第一項の規定による報告を行った特定排出者の権利利益が害されるおそれがないと認められる場合には、法第二十九条第一項の規定によりファイルに記録された事項を同条第三項の規定による公表以前に公表することができる。	（新規）
第三条　削除	（報告事項の通知の方法） **第三条**　法第二十九条第二項の規定による通知は、同条第一項の規定により当該年度にファイルに記録された事項のうち、事業所管大臣が所管する事業を行う特定排出者に係るものを磁気ディスクに複写したものの交付により行うものとする。